

容量市場「容量確保契約約款（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9	約款第10条4項①にある「計画停止期間以外の停止期間」に、一般送配電事業者の出力制御に伴う出力停止および出力低下は含まれるのでしょうか。	<p>約款第10条4項①にある「計画停止期間以外の停止期間」に、一般送配電事業者の出力制御に伴う出力停止および出力抑制は含まれます。</p> <p>ただし、「供給力の維持」のリクワイアメントでは容量停止計画記載の期間がアセスメント対象であり、ノンファームによる抑制等の設備故障を伴わない一般送配電事業者からの出力制御に伴う出力停止および出力抑制は容量停止計画の提出対象ではないため、「計画外停止コマ相当数」にカウントされることはありません。</p> <p>なお、今回のご意見に関連するアセスメント条項である約款第18条の記述について、趣旨（評価対象は計画外停止の期間のうち、容量停止計画の提出対象コマであること）を明確化するため、下線部箇所を追記いたします。</p> <p>・当該電源等の計画外停止コマ相当数※2 = (アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量 ※2：計画外停止として扱う期間のうち、容量停止計画を提出しているコマをコマごとに評価し、負値となる場合は零とします</p>
2	15	第17条 実需給期間中のリクワイアメント、③発動指令電源の場合 「（前略）発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を（中略）卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供出すること」について、容量提供事業者は特定卸供給（ネガワット取引の直接協議スキーム）契約に則り、個々の小売事業者と販売・調達計画の通知及び変更計画の提出等を、限られた時間の中で行っている。個社事情はあるものの、容量市場の制度として「共通の通知ルール・書式等」を定めていただきたい。全体業務の効率化、ミス防止に寄与すると考える。	<p>アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくものと考えます。</p>
3	15	アグリゲータが容量確保契約者として創出された供給力を類型1-2で取引を行う際に、小売事業者側の運用上の制約（3時間前指令からの時間制限の都合）等で販売先変更対応ができないケースがある場合、どのような対応をとるべきか約款・制度上で定義いただきたい。	<p>アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくものと考えます。</p>
4	15	発動指令について、「継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）」となっているが、「祝日」に加え年末年始なども含めた「休日」を対象外としていただきたい。年末年始は需要家DRリソースの操作が止まっており、DRを通して供給力の供出可能性が難しいこと、また同様の理由から使用電力量が下がり供給力の逼迫する可能性が低いことを考えると、発動指令の対象日から除外するのが適切ではないか。過去の意見募集にて問い合わせ・回答があった点ではあるが、実運用の観点から再検討いただきたい。	<p>頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	36	対象文書：別紙「ベースラインの算定方法」 第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯と、広域機関が「DR発動日」と認める経済DRが重複した場合も、High 4 of 5（当日調整なし）にて計算するよう整理いただきたい。「第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定する」との規定はあるものの、経済DRの時間帯が第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯と重複した場合の当日調整量の計算については明記されていない。過去の平日に系統の安定供給に資する「電力需給逼迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において容量提供事業者が経済DRを実施していた場合は、現状当該日はベースライン算定の「除外日」の対象と整理いただいている。同様に、第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯と重複した場合は、「一般送配電事業者による供給力の提供依頼」と重なった場合と同様の扱いとしていただきたい。こちらの規定がない場合は、経済DRの実施は、当日調整電力量に影響をしない時間帯に原則限定することになり、特定卸供給事業者がDRを通じて安定供給に貢献する機会が大幅に限定されることになる恐れがある。	<p>頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます</p>

No.	頁	ご意見	回答
6		<p>発動指令電源の発動に伴い、特定卸供給事業者（アグリゲーター）は実運用断面で「相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供給力を提供する」こと（所謂類型1-②の取引）がリクワイアメントになっていると理解しているが、実効性テストの断面で弊社のDRリソース（需要地点）に接続供給している一部小売事業者から「類型1-②に係る需給運用に対応できない」（既定の時間内に弊社への販売計画を計上して提出することができない）という回答が来ており、このまま何も対策が講じられなければDRに参加しようとしてくれている需要家が適切にアセスメントされず、市場参入機会を逸失してしまう恐れがある。</p> <p>当該小売事業者が類型1-②取引の対応不可理由を聴取したところ、小売事業者側の事由（具体的には類型1-②に対応する計画値提出業務等の需給運用能力がない）によるもので、特定卸供給事業者側で対応可能な範疇を越えていることが明らかになった。斯様な状況に対して、具体的にどの様に対応すればいいのか市場運用者の観点からご教示いただきたい。ERABガイドラインに基づけば類型1-②を前提に小売各社と協議成立すべきであることは重々理解しつつも、特定卸供給事業者のみでは解決できない事案であるためご相談する次第。全ての需要地点に接続供給している全小売事業者との民協協議で解決出来ない事案もあるため、制度的措置も含めた対策・方針をご検討いただきたい。</p>	<p>アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくものと考えます。</p>
7		<p>②長期脱炭素電源オークション向けにも約款が公表されましたが、容量市場のメイン・追加オークションと共通する項目も多く存在しています。共通する部分はその後の意見照会では同じ変更を反映した上で意見照会されますでしょうか？</p>	<p>オークションの募集要綱や約款については、これまでの整理も参考としながら、それぞれの内容に応じて整理や確認を行ってきたものも反映して意見を伺ってまいります。</p>
8		<p>発動指令電源が追加オークションに参加する場合、実需給年度の2年前に実施する実効性テストの参加が必要となる。</p> <p>一方、メインオークションで当該需要家の容量を確保できなかった場合、追加オークション有無がわからず、当該需要家の参加可否がわからない中で、実需給年度開始の2年2か月前の電源等リスト提出時に、当該需要家が実効性テスト参加の判断を下すことは容易ではない。</p> <p>追加オークションに伴い、実需給の1年前に実効性テストを受けることを認める等、対応についてご検討いただきたい。</p>	<p>メインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の発動指令電源も、調達オークションに参加が可能です。</p> <p>なお、メインオークション実施後に供給力の不足が発生した場合、追加オークションにより追加調達が可能となりますが、追加オークション実施後の実効性テストとした場合は全体の供給力が不足する虞があるため、発動指令電源は実需給年度の2年前に実施した実効性テストによって評価した期待容量を踏まえ追加オークションに参加が可能となります。</p>